

市報第15号

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての専決処分報告

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、令和 7 年 6 月 13 日市長において次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和 7 年 9 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 13 日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例第38号

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 8 月横浜市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表投票所の投票管理者の項中「13,000」を「14,700」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「12,000」を「13,600」に改め、同表開票管理者の項及び選挙長の項中「11,000」を「12,500」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「12,000」を「13,600」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「11,000」を「12,500

」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「10,000」を「11,300」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条

例（抜粋）

$$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正後}}{\text{改正前}} \right)$$

別表

職 名	報酬の額
(省 略)	
投票所の投票管理者	日額 $\frac{14,700}{13,000}$ （職務時間内に交替する場合にあっては、 $\frac{14,700}{13,000}$ 円以内で市長が定める額）
期日前投票所の投票管理者	日額 $\frac{13,600}{12,000}$ （職務時間内に交替する場合にあっては、 $\frac{13,600}{12,000}$ 円以内で市長が定める額）
開票管理者	日額 $\frac{12,500}{11,000}$
選 挙 長	日額 $\frac{12,500}{11,000}$
投票所の投票立会人	日額 $\frac{13,600}{12,000}$ （立会時間内に交替する場合にあっては、 $\frac{13,600}{12,000}$ 円以内で市長が定める額）

期日前投票所の投票立会人	日額 $\frac{12,500}{11,000}$ (立会時間内に交 替する場合にあつ ては、 $\frac{12,500}{11,000}$ 円以 内で市長が定める 額)
開票立会人	日額 $\frac{11,300}{10,000}$
選挙立会人	日額 $\frac{11,300}{10,000}$
(省 略)	

地 方 自 治 法 (抜 粋)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 省 略)

